

こだま



こだまに関するお問い合わせ／生活3課：TEL 042(682)0483

※この会報に掲載されている写真・氏名については、本人及びご家族に承諾いただき掲載しています。

※個人情報の取り扱いに関する苦情・相談の連絡先／代表：TEL 042(684)3511 メール tsukui@kyoudoukai.jp

2026
KODAMA
180 5

発行 社会福祉法人かながわ共同会
津久井やまゆり園
神奈川県相模原市緑区千木良476
TEL 042(684)3511
<https://tsukui.kyoudoukai.jp/>
発行責任者 園長 永井 清光
編集 津久井やまゆり園広報委員会
発行日 令和8年5月20日

新年度に寄せて

かながわ共同会 理事長 山下 康

季節の移り変わりは早いもので、爽やかな5月の風が心地よい季節になりました。皆さま方におかれましては、いかがお過ごしでしょうか。おかげさまで新しい年度を無事に迎えることができ、心より御礼を申し上げます。私たちの関わるフィールドは様々な制度の改正や、新たな通知、報酬体系の見直しなどが度々おこなわれ、なかなか将来の姿が見通せない状況にもありますが、国の動きなどを的確に把握し、法人全体を前に進めてまいります。

私たちにかかわる分野での最近の法改正等の特徴的な動きとしては、令和8年2月12日、法務省法制審議会において民法改正に関する要綱案が採択されました。成年後見制度に関するものであり、従来の後見・保佐類型を廃止し「補助」一本に統合されました。今後は必要な範囲に限定して代理権や同意権を付与する仕組みとなり、本人の意思決定がより尊重されることとなります。また、現行では本人の判断能力が回復されない限り制度の利用を終了できませんが、改正後は例えば、遺産分割の終了・財産管理の必要性が消滅・虐待被害の解決などの事由により家庭裁判所の判断によって途中で終了できるようになります。その他の重要な内容もあり、今後の通常国会での議論を注目していく必要があります。

次に令和7年の災害救助法の改正では、救助の種類に「福祉サービスの提供」が追加され、避難所だけではなく、在宅や車中泊の被災者への相談など、日常生活支援が可能になり「場所」から「人」への支援に転換し、DWATの活動が強化されました。そして、私たちの法人からも参加をしている災害派遣チーム(DWAT)の法制化です。災害時における避難所等での要配慮者支援を、安定かつ円滑に行えるよう社会福祉法などの改正論議が進んでいます。災害時における福祉スタッフの安定的な確保や、高齢者・障がい者・乳幼児など、避難所で特別な配慮を必要とするケアを専門的に担える体制作りです。

また、障がい者の分野では、就労選択支援の創設があります。就労を希望する障がい者の特性を評価し、本人に合った職場や働き方を選択できる仕組みです。障害者差別禁止法ではこれまで努力義務だった、障がいのある人への、障がい特性に合わせたサービスの工夫や環境整備など、合理的配慮が義務化されました。また、令和6年度報酬改定では、意思決定支援の推進が強化され、不十分な場合は減算につながっていくことにもなります。

ところで、令和8年は「津久井やまゆり園事件」から10年目の節目にあたりますが、この10年の間には人権にかかわるいくつかの裁判もありました。その中でも一番大きなインパクトがあったのは令和6年7月の、「旧優生保護法を憲法違反と断定し、国に賠償を命じる判決を言い渡した」最高裁判決ではないでしょうか。強制不妊手術は「個人の尊厳を著しく踏みにじる」と国側の責任を認め20年の賠償期限(除斥期間)も適用しないという画期的な判決でした。旧優生保護法は、「強制不妊手術という障がい者本人の人生に関わることを他人が決めてよい」というものであり、「意思疎通のできない重度の障がい者は不幸であり……」とした「ゆがんだ正義感」を持つ死刑囚の考え方と重なるところがあります。改めて、障害者権利条約の中での合言葉、私たち抜きで私たちのことを決めないで(Nothing About Us Without us)を胸に刻む必要があります。

いずれにせよこの10年で、障がい者の権利がどう進んだのか、進まなかったとしたらその障壁は何なのか、津久井やまゆり園で生活をしている一人ひとりの思いを発信していくことに尽きると思います。



自分らしく「私を生きて行く」ために

園長 永井 清光

日頃より、当園の運営にご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。今年度もよろしくお願いいたします。

さて、今年の3月に久しぶりに映画館へ足を運び、アニメーション映画「パリに咲くエトワール」を鑑賞してきました。この映画は、20世紀初頭のパリを舞台に異国の地でそれぞれの夢を追い求める二人の日本人少女が主人公で、画家やバレリーナを目指す二人の奮闘を描いた作品となっています。それぞれが自分の夢に向かって歩む姿や、自分ができることを最大限努力する姿を見ていると、大切なことは物事の頂点を目指すことではなく、自分自身の持つ力を最大限発揮して、「努力すること。」「チャレンジすること。」が一番大切であることが伝わってきました。映画を観ながら私自身のこれからの夢や目標は何なのかな?と少し考えてみましたが、毎日を頑張っていて、自分らしく「私を生きて行く」ことだということに気づかされました。主人公の二人から声援を受け、自分の背中を押された思いです。



さて、福祉の仕事に関わる中で、「ストレングス」という言葉があります。耳にする機会はとても多く、我々は日頃の支援の中で、当たり前のように使っています。ストレングスの視点は「すでに持っている力」や「可能性」に焦点を当てることで、利用者さんの自己決定や自立支援を目指しますが、私たちは本当にそのことを理解した支援ができているのか、今一度立ち止まって考える必要があると感じることが多くあります。実際には無意識のうち障がいのある方の「持っている力」ではなく、「できないこと」に対して支援を行っていることが多いかもしれません。重い障がいのある方は、自分の意思を言葉で伝えることが難しい中、自身の持つ力を発揮して、表情や動きから自分の意思をしっかりと伝えようとしています。私たちは日頃からそれに気づいて、そのことを理解して皆さんと関わるのが大切だと感じています。

私たちは目の前に見えていることだけで判断しがちですが、本当に大切にすべきことは、「大切なものは目に見えない」ということです。この言葉は、サン＝テグジュペリの『星の王子さま』に由来し、心の価値や愛、友情、信頼など、目に見えないものの重要性を強調しています。目に見えるものや外見はほんの一部に過ぎません。見た目に惑わされず、物事の本質を理解しようとする姿勢が大切です。障がいのある方に対して、「障害」だけに目を向けるのではなく、その方の「人生」にしっかりと向き合うことが、我々の役割として求められることではないでしょうか。

神奈川県は平成29年10月、「津久井やまゆり園再生基本構想」を策定しました。この基本構想では、障害福祉施策においては、利用者さんお一人おひとりが大切にされ、どこで誰と生活するかを選択の機会が確保されていること、そして、本人の選択の結果を尊重し、可能な限り身近な場所で、日常生活又は社会生活を営むために必要な支援を受けられることが重要であるとされました。



当園の利用者さんについては、意思決定支援を進める中で、地域生活移行が示された場合は、安心して地域生活を送ることができるよう、専門的支援の継続的な提供やグループホームの整備の促進などの支援に取り組みました。地域生活移行については、各々の利用者さんの障がい特性をアセスメントによりしっかりと把握し、様々な経験や体験をしていただくことで、重い障がいのある方でも、ご本人の可能性を最大限引き出し、その人らしく地域で暮らしていけることを目指しています。

当園の運営方針は、利用者さん本人の望む暮らしの実現です。これからも利用者さんお一人おひとりが、自分らしく「私を生きて行く」ことができる支援に取り組んでまいります。

今年1年、頑張りたいこと

ピザの会 会長 鈴木 美智子

去年に引き続き、今年度もピザの会の会長の鈴木美智子です。今年度も会長として頑張っていきたいと思います。私は通所やグループホームに向けて頑張っているの、津久井やまゆり園のみんなも将来に向けて頑張っていきましょう。日中活動でのお仕事も頑張りましょう。そしてこれからもみんなと元気に楽しく生活していきたいと思っています。ドライブやカラオケ大会など皆さんと楽しい事をたくさんできたらいいなと思っているので、協力お願いします。皆さんと一緒に津久井やまゆり園を盛り上げていきたいと思っています。今年度一年間、よろしくお祈りいたします。

『こだま』によせて

みどり会 会長 大月 和真

昨年6月末にみどり会の森悦子様が突然ご逝去されました。森様は前会長時代の会計を担当され、華やかでいつも会の活動の中心でした。当時はバザーも盛んで、色々な備品を用意され、お昼には美味しいお弁当を頂きました。達筆で看板やお品書き等沢山作って頂きました。年始め頃、带状疱疹に罹り、その後色々不調が出てとは聞いていましたが、まさか亡くなるとは思いませんでした。心よりご冥福をお祈りいたします。

思い起こせば、当時は家族会活動も元気で、子供達の福祉の向上を自分達の手でとの強い思いがあったように思います。まさに、「家族会と施設は車の両輪」の時代でした。みどり会の上部団体の神奈川施保連の会員数は10年前は32でしたが、昨年度は20に激減しています。この度の訃報に一つの時代の終焉を感じました。



総務のお仕事

総務部長 由井 幸子

総務職に就いて4年目の春を迎えます。今年の春も津久井やまゆり園の桜はたくさんの美しい花を咲かせて私たちの心を和ませてくれました。しかしソメイヨシノの寿命は60~80年と言われております。今年の3月に世田谷の砧公園で倒木による事故発生、その後の強風でも倒木が確認されました。当園の桜木も寿命に近い年月が経っていることから、専門の業者に依頼し昨年度グラウンド側の9本を剪定しました。今後は居住棟側の木の一部伐採を予定しています。維持管理という点で総務課はこのような仕事も担っており、桜の美しさと安全管理の両面から維持管理に努めております。他に蜂の巣の駆除やトイレ詰まりの対応等、職員や利用者からの依頼があれば即座に対応できるよう心がけております。デスクワーク中心の総務課ですが、一方で利用者さんや職員が安全安心に過ごしていただけるよう日々身体を張って奮闘もしております。今年度も総務課の職員とともに身体を張って頑張ります。どうぞよろしくお願い致します。



法人理念の基で

支援部長 岡崎 美樹

津久井やまゆり園の配属となり、3年目を迎えました。日々、利用者さんの笑顔に元気をいただきながら過ごしております。

今年から、法人理念が新しくなりました。「障がい当事者をはじめ、すべての人には、それぞれに尊重されるべき意志があります。(略)人生の主体となれるよう支援します。」というものです。これをどのように実現するかですが、真の実践において、そのゴールはないものです。利用者さんの「やりたい」という思いを実現すること、笑顔が増えること、健康にお過ごしいただくこと、またご家族・後見人のみなさまに安心していただくこと、私はこのように解釈しております。

ありのままの園の姿を広く皆さまにご覧いただき、ご理解・ご協力いただけるようこれからも取り組んでまいります。



小さな事業所での取組

地域支援部長 永野 祐司

地域支援部の事業所のある朝、利用者さんがお迎えの送迎車に乗ってすぐに、とびきりの笑顔で一声『今日は、なに、しようか〜?』と職員に話しかけてくれました。私は、そのように事業所に行くことを楽しみにしてくれている、なにか期待をしてくれていると感じました。その朝の場面を知ってか知らずか、いつもイベント等を企画している職員が、急遽、卵と牛乳を利用者さんと一緒に買い出しに行ってくれました。午後から「ホットケーキ作り」です。小さな事業所は、それができることが嬉しいです。もちろん行事計画やリスクマネジメント等も大事ですが、利用者さんの希望や期待等にすぐに応え、利用者さん職員と一緒に作り、楽しく笑顔いっぱい美味しく食べたり活動等ができることが、小さな事業所の良いところです。令和8年度も、利用者さん職員とともにたくさんの笑顔ができるよう地域支援部の各事業所で取り組みます。



今年度の運営について

今年度より、当園の第4期指定管理期間の4年目が始まりました。県は令和5年12月に公表した「県立障害者支援施設の方向性ビジョン」で、当園については、『当事者目線の支援の実践や通過型施設として地域生活移行の取組等、指定管理の状況を検証するとともに、その成果を研究等に生かしながら方向性を検討していく。』とし、方向性については令和8年度中に示すとしています。

我々は引き続き、県立障害者支援施設の指定管理者として、県に提出した事業計画書に基づいた取り組みを実践し、更なる園の円滑な運営と支援サービスの向上を図りながら、利用者の皆さんに、「当園を利用して本当に良かった。」と感じていただけるよう、安全・安心ある生活と、利用者さん本人の望む暮らしの実現を目指して、園運営に尽力してまいります。

1 運営方針

- ・本人の望む暮らしの実現
- ・楽しく働きながら人の幸せを願える職場づくり
- ・地域に愛され選ばれる施設



2 重点施策

(1) 次期の指定管理者を見据えた準備と持続可能な運営

現在の当園における第四期指定管理期間は令和9年度末で終了を迎えます。令和10年度以降については、指定管理による運営が継続されることを想定し、次期の指定管理者を見据えた準備を進めます。また、利用者には選ばれる施設を目指し、園及び外部事業所の持続可能な運営を図ります。

- ①次期の指定管理者を見据えた準備
- ②指定管理者として県立障害者支援施設としての役割を積極的に担う
- ③園及び外部事業所の持続可能な運営を図る

(2) 意思決定支援の推進と利用者の社会参加を促進

利用者の望む生活や地域生活移行を目標に意思決定支援を推進します。また、利用者の社会参加を促進するため、利用者の地域行事等への参加やボランティア等の来園者を受け入れるなど、地域との繋がりを醸成します。

- ①利用者の望む生活や地域生活移行を目標に意思決定支援を推進
- ②利用者の社会参加を促進するため、地域との繋がりを醸成
- ③やまゆりフォロー事業の充実



(3) 事件から10年を迎えるための取組と共生社会を実現するための発信

事件から10年を迎えるための取組を進め、当園から共生社会を実現するための発信を行います。また、障がいを利用理由とする差別解消の推進や人権擁護等の啓発活動に努めます。

- ①事件から10年を迎えるための取組と共生社会を実現するための発信
- ②福祉従事者や見学者の積極的な受け入れ、講演会等の実施
- ③相模原市教育委員会や小中学校等との連携、福祉教育への貢献



事件から10年を迎えるにあたり

園長 永井 清光

今年の7月26日に、知的障害者支援施設「津久井やまゆり園」で発生した事件から10年を迎えます。深い傷を負った当園は居住棟が解体され、令和3年7月に新しく再建し、以前のように利用者さんの日常が戻り、地域との交流も盛んになってきました。

新しく再建された園には、遺族有志の言葉を刻んだ「鎮魂の碑」を含む「鎮魂のモニュメント」が整備されました。この慰霊碑は、事件で命を奪われた利用者への「鎮魂」、事件を風化させないための「後世へのメッセージ」、偏見や差別のないともに生きる社会を目指す「誓い」、これら3つをコンセプトとしています。また、「鎮魂の碑」には「悲しい事件を二度と起こしてはならない。19人を忘れないで。助け合う社会のすばらしさ、大切さを、もう一度考えて下さい。誰にでも優しい社会になることを心から願います。」と記されています。ぜひ多くの皆様に鎮魂のモニュメントを訪れていただき、犠牲者の生きた証を直接肌で感じて下さい。そして事件のことを見つめ、もう一度考えてみてください。

事件から10年を迎えるにあたり、障がいのある人が障がいを理由とするすべての差別や虐待をされずに暮らすことができ、誰もがうれしいと感じられる地域共生社会にしていくこと。そして、障がいのあるなしに関係なく、誰もが個性や能力を発揮できる社会「共にささえあい生きる社会」の実現に全力で取り組むことを誓います。そして、事件のことを決して忘れることなく、今後も事件を風化させないため、「障がいを理由とする差別の解消の推進」や「人権擁護等の啓発活動」に積極的に取り組んでまいります。



新採用・異動職員紹介



氏名：永木 裕志 所属：生活1課 支援員

- ◆趣味など
サーフィン、柔道
- ◆抱負
1日でも早く慣れるように頑張っていきたいと思
います。

異動



氏名：大島 昇 所属：日中支援課 主任

- ◆趣味など
旅行、某国民的バンドのライブ参戦
- ◆抱負
9年ぶりに津久井に帰ってきました。よろしくお願
い致します。

異動



氏名：小林 健 所属：生活1課 支援員

- ◆趣味など
落語、プランター栽培（演芸と園芸）
- ◆抱負
心新たな気持ちで努めてまいります。
宜しくお願い致します。

異動



氏名：児玉 俊史 所属：生活1課 支援員

- ◆趣味など
釣り、映画鑑賞
- ◆抱負
早く慣れ、楽しみながら過ごしていきたいと思
います。よろしくお願いします。

神奈川県より派遣



氏名：北島 千尋 所属：生活2課 支援員

- ◆趣味など
園芸、畑仕事
- ◆抱負
経験を積み重ねて質の良い支援を目指します。

新採用



氏名：小俣 善矢 所属：生活3課 支援員

- ◆趣味など
サッカー観戦、音楽を聴きながら散歩、旅行
- ◆抱負
新卒1年目、楽しみながら精一杯努力します。

新採用



氏名：小川 直樹 所属：生活3課 支援員

- ◆趣味など
ツーリング
- ◆抱負
福祉の仕事は未経験ですが、利用者さんに寄り
添った支援を心掛けたいと思います。

新採用



生活1課



生活2課



活動写真

生活3課



日中支援課



ボランティアさん大募集!!

日々の利用者さんとの関わり、行事でのお手伝い、レク活動、清掃や環境整備、日中活動や行事協力、自主製品作りのお手伝いや物品の寄付などなど。また新たなボランティアさんの募集も行っています!ぜひ一度、津久井やまゆり園に遊びに来てください!!お待ちしております!

お問い合わせ

日中支援課 勝又
電話 042-682-0484

寄付希望物品

ご自宅で不要になったものがありましたら、寄付をお願いいたします。

- ソファ(一人掛けも可) ●座椅子 ●バスタオル
- 音楽DVD ●車椅子 ●タオルケット ●ぞうきん
- 1人用机 ●炊飯器 ●LEGOブロック
- テレビゲーム(本体、周辺機器、ゲームソフト)
- 雑誌(写真が大きいと嬉しいです!漫画誌以外)
- DVDポータブルプレイヤー ●エプロン

お問い合わせ

地域サービス課 小針・原
電話 042-682-0312

津久井やまゆり園後援会の入会のご案内

津久井やまゆり園後援会は、津久井やまゆり園利用者及び在宅の障がいがある方が心豊かな生活を営むことができるよう、津久井やまゆり園が行う自立と社会参加及び地域福祉推進の各種事業に賛同し、支援することを目的とし、主に津久井やまゆり園及びグループホーム、外部事業所の活動・行事等への助成を行っています。

入会について

- 個人会員様 年額2,000円(1口~)
- 団体会員様(企業様) 年額10,000円(1口~)

津久井やまゆり園総務課にて受付を行っています。
郵便振替払込取扱票での手続きも可能です。

郵便振替 払込取扱票

口座記号番号	00210-4-42609
加入者名	津久井やまゆり園後援会

お問い合わせ

総務課 由井・飯沼
電話 042-684-3511